

こんな相談がありました No.57 ～家電や粗大ゴミ等を無料で処分するというチラシ～ 「無許可」の回収業者かもしれません

内容

買換えて不要になったパソコンやテレビ、炊飯ジャー等の廃家電やソファ等的大型粗大ゴミを処分しようと思い、新聞折込チラシやネット検索して回収業者を調べていた。

タイミングよく「無料で回収します」というチラシがポストに投函されていたため、「無料で回収してくれるなら」と思い、回収日に道路沿いにまとめて置いておいた。いつの間になくなっていてさっぱりした。

しかし、後になって個人情報等のトラブルにならないか心配になった。



アドバイス

終活や自粛生活で身の回りの整理をして不用品の処分に困り、トラブルに遭う相談が多く寄せられています。

安易に、チラシやインターネットで検索した信用性が確かでない不用品回収業者に処分を依頼すると、不当で高額な料金の請求を受けたり、不法投棄につながったりすることもあります。

家庭の廃棄物を業者が回収するには、市区町村の一般廃棄物処理業の許可や委託を受けることが必要です。産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では、家庭の廃棄物を回収することはできません。廃棄の際は、居住する自治体の廃棄ルールに従い、大きさや重量によって、不燃ゴミあるいは粗大ゴミとして処分してください。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）では、家庭用の

- ・ 洗濯機／衣類乾燥機
- ・ 冷蔵庫／冷凍庫
- ・ エアコン
- ・ テレビ（ブラウン管／液晶／プラズマ）

がリサイクルの対象となっており、これらの処分については、所定のリサイクル料金が必要となります。

家庭で使用するパソコンはリサイクルマークの有無によって廃棄手数料が異なります。



処分費用を支払った場合、内容によっては、訪問販売に該当しクーリング・オフが適用される場合もありますが、返金が難しい事例も多々あります。困った時は、消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）
月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時
直通電話 0479-62-8019